

○経済産業省告示第百八十六号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省告示第八号）第九条第一項第三号の二イ及び第四号イの規定に基づき、平成十三年経済産業省告示第七百五十九号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第一項第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合）の一部を次のように改正し、平成二十年十一月一日から施行する。

平成二十年八月二十七日

経済産業大臣 名

題名中「第九条第一項第四号イ」を「第九条第一項第三号の二イ及び第四号イ」に改める。

本文中「第九条第一項第四号イ」を「第九条第一項第三号の二イ及び第四号イ」に改める。

別表第二号中「第四条第一項第三号イ」を「第四条第一項第三号イ及び第四号イ」に改める。